

指定居宅介護支援事業所みのぶ荘

重要事項説明書

1 事業所の名称等

(1) 事業所

- ・名称 指定居宅介護支援事業所みのぶ荘
管理者 望月 香苗
- ・所在地 山梨県南巨摩郡身延町丸滝 585 番地 1
- ・電話 0556-64-8028

(2) 事業者

- ・名称 社会福祉法人身延山福社会
理事長 浜島 典彦
- ・所在地 山梨県南巨摩郡身延町丸滝 585 番地 1
- ・電話 0556-64-8028

2 事業の運営方針

- (1) 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目的とします。
- (2) 適正な居宅サービス等が多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス事業者等との連絡調整を行ないます。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービス調整に努めるものとします。
- (4) 事業者として、利用者の意志及び人格を尊重し、自らその提供する事業の質の評価を行ない常にその改善を図ります。

3 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行ないます。

(2) 介護支援専門員 2名以上（常勤・兼務職員）

介護支援専門員は、当該事業の提供にあたります。

4 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、年末年始休暇を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

5 居宅介護支援のサービス内容及び利用料

(1) 居宅介護支援のサービス内容

- 1 要介護認定の申請に係わる相談、援助
- 2 要介護認定の申請に係わる代行
- 3 居宅介護支援事業者等の情報提供

*サービス提供事業者等の紹介に当たっては、複数の事業者の紹介を求めることが可能であること、また、計画に位置付けた事業者の選定理由は計画作成時に説明をすると共に、再度の求めがあった場合には説明することとする。

*ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について、別紙1の通り文書の交付及び口頭説明を行う。

- 4 居宅サービス計画作成の課題分析
- 5 主治医の意見の尊重
- 6 サービス担当者会議の開催
- 7 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意
- 8 居宅サービス計画の交付
- 9 実施状況の把握
- 10 居宅サービス計画の変更
- 11 介護保険施設の紹介その他の便宜の提供
- 12 利用者が病院又は診療所へ入院した際の対応

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を、利用者及び家族に当該病院又は診療所へ伝えるよう求めなければならない。

13 退院・退所の際の居宅サービス計画の作成

退院退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等に参加を求める。

14 要介護認定の更新の申請の援助

(2) 居宅介護支援の利用料

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料は徴収しないものとする

6 事業実施地域

通常の事業の実施地域は、身延町、南部町（旧富沢町除く）とします。

7 利用者及び家族の情報秘密保持

- (1) 介護支援専門員及びその他の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 介護支援専門員及びその他の従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業者でなくなった後においてもこれらを保持します。

8 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じることとします。
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこないます。

9 高齢者虐待防止の推進

担当者を定め、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施します。

10 相談窓口、苦情対応

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当 居宅介護支援事業所みのぶ荘 管理者 望月 香苗

電話0556-64-8028 FAX0556-64-8042

(2) 行政機関その他の苦情受付

身延町役場 介護保険担当課	所在地 身延町切石117-1 電話番号 0556-20-4611 受付時間 9:00~17:00
国民健康保健団 体連合会	所在地 甲府市蓬沢1-15-35 電話番号 055-233-9201 受付時間 9:00~16:00 (毎週水曜日)
お住まいの市町村役場の介護保険担当	

別紙 1

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況（令和6年3月～令和6年8月）

1、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスの利用割合

訪問介護 32.23%
通所介護 42.47%
地域密着型通所介護 21.69%
福祉用具貸与 70.49%

2、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	身延町社会福祉協議会 32.71%	福祉ネットスマイル 29.91%	訪問介護おんわ 14.96%
通所介護	みのぶ荘デイサービス 61.00%	しもべ荘デイサービス 39.01%	さいデイサービスみのぶ 8.51%
地域密着型通所介護	通所介護おんわ 43.06%	さいデイサービス波木井 36.12%	リハビリオアシスみのぶ 12.50%
福祉用具貸与	今井整形福祉用具貸与事業所 31.20%	介護センター花岡 30.35%	福祉用具貸与事業所 さい 12.40%

【説明確認欄】

令和 年 月 日

(契約をする場合は、以下の確認が必要です。)

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者

所在地 山梨県南巨摩郡身延町2483番地122
名称 社会福祉法人身延山福社会
理事長 浜島 典彦 印

説明者 介護支援専門員 望月 香苗 印

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印